

佐賀県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬神埼線	神崎市脊振町服巻字杉峠四八一八番 一一五地先から 神崎市脊振町服巻字尾平四〇七六番 二地先まで	平成二二・七・二〇